

財務省告示第四百三十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十八年十月二十日に発行した利付国債の発行条件を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

平成十八年十一月九日

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位
利付国庫債券（十年）（第二百零八回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第五号に規定する簡易生命保	険資金による引受け	額面金額で四百二十一億円
					四百十九億八千二百二十万円	五万円		振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
								平成十八年十月二十日
								額面金額百円につき九十九円七十二銭

十一

利率の経過
の払込み

年一・七パーセント
日本郵政公社総裁は、
日本郵政公社の算式に
よる算出金額に
加え、次の算式に
よる算出金額を
第十八号の規定する
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{30}{365}$$

十三

初期利子

平成十九年三月二十日
を支払期とし、次の算式
により算出した金額を
支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払
う。以下、
その翌営業日に支払う
ことについては規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後の利子

毎年三月二十日及び
九月二十日を各支払期
とし、各支払期にお
いて、その日以前六
月間に属する

十五

償還
償還金額

平成二十八年九月二十日
額面金額百円につき
百円

十七

払込
払込期日

平成十八年十月二十日

十八

償還
償還金額

平成二十八年九月二十日
額面金額百円につき
百円